

様式第10

令和元年度循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
兵庫県西宮市地域	西宮市	H24.4.1 ~ H30.3.31	H24.4.1 ~ H30.3.31

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標	現状(割合※1) (平成22年度)	目標(割合※1) (平成30年度) A	実績(割合※1) (平成30年度) B	実績B /目標A※2	
人口	西宮市 482,532 人	509,000 人 (+5.5%)	486,768 人 (+0.9%)	95.6%	
排出量	生活系 総排出量(トン)				
	1人1日(g)				
	事業系 総排出量(トン)	62,830t	55,800t (-11.2%)	64,807t (3.1%)	116.1%
	1人1日(g)	356g/人・日	300g/人・日 (-15.7%)	365g/人・日 (2.5%)	121.7%
	事業所数	14,748	14,748 (0.0%)	13,977 (-5.2%)	94.8%
1事業所あたり(t)	4.26t/事業所	3.78t/事業所 (-11.3%)	4.64t/事業所 (8.9%)	122.8%	
	(11,670g/事業所・日)	(10,370g/事業所・日) (-11.1%)	(12,700g/事業所・日) (8.8%)	122.5%	
	合計				
1人1日(g)	962g/人・日	870g/人・日 (-9.6%)	908g/人・日 (-5.6%)	104.4%	
再生利用量	直接資源化量	9,317t (5.5%)	16,200t (10.0%)	5,813t (3.6%)	-42.2%
	総資源化量	28,714t (15.7%)	50,800t (27.6%)	24,240t (14.1%)	-13.4%
	事業系古紙回収等を含む総資源化量(総資源化率)	37,212t (19.5%)	74,800t (36.0%)	33,208t (18.3%)	-7.3%
熱回収量	熱回収量				
減量化量	中間処理による減量化量				
最終処分量	埋立最終処分量	25,234t (14.8%)	20,600t (12.7%)	21,607t (13.4%)	66.7%
	1人1日(g)	143g/人・日	111g/人・日 (-22.4%)	122g/人・日 (-14.7%)	109.9%

※目標未達成の指標のみを記載

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成 年度)	目 標 (平成 年度) A	実 績 (平成 年度) B	実績B /目標A
総人口				—
公共下水道	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率			%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口			%

目標設定していません

## 2 目標が達成できなかった要因

### ① 事業系総排出量

平成 19 年度の処理手数料改正により本計画開始までの平成 23 年までは減少傾向であったが、本計画開始以降、処理手数料改正による減量効果が停滞したこと、また手数料の見直しや事業者への啓発と指導の徹底等、ごみ減量につながる具体的な施策が行われなかったことが事業系総排出量目標値未達成の要因として考えられる。

### ② 再生利用量

ペーパーレス化に伴う、新聞、紙パック、雑誌、古本等の回収量の減量、ガラスびんの消費量の減少や資源化量の減少による分別収集量の減量また期間中に分別回収が開始された「その他プラスチック製容器包装」の収集量が、当初予想量に及ばなかったことが、直接資源化量、総資源化量目標値未達成の要因として考えられる。

### ③ 最終処分量

西部総合処理センターの焼却残渣の発生割合が高いこと、破碎選別施設でガラスカレットをはじめ資源物が分別されず最終処分量に混入されていることが要因として考えられる。

### 3 目標達成に向けた方策

「ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ」を基本理念とし、市民・事業者・行政の各主体の自律と協働により、ごみの発生抑制（リデュース）とももの再使用（リユース）を優先とする「2R」と「リサイクル」の2つを柱として取り組みを進める「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を平成31年3月に策定した。令和10年度までのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値を定め、施策に取り組む。

#### ① 事業系総排出量

- ・資源物の回収促進、再生品の販売等に取り組んでいる店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定・広報している。
- ・各種廃棄物に関する各種法令の解説や取り組み手法等に関する出前講座を拡充し、廃棄物の適正処理及び再資源化の推進を促す。
- ・庁内各種会議において、ペットボトル飲料の使用を取り止めマイボトルの持参、または湯飲み・グラスの使用を励行し、市内事業者に啓発する。
- ・産業廃棄物や資源化可能物の分別排出および適正処理の徹底を進める上で、中身の見えない状態でのごみの排出を禁止すべく、指定袋制度の導入を進める。
- ・手数料の改定を行うことにより、排出事業者に対するごみ減量のインセンティブを与え、事業系ごみの発生抑制およびリユースへの取り組みを促す。
- ・事業系古紙回収モデル事業の全市展開を目指す。また、古紙回収拠点の設置を検討する。
- ・展開検査等により発覚した不適正処理事業者に対して、産業廃棄物担当者と連携して個別指導を実施し、適正処理を促す。

#### ② 再生利用量

- ・可燃ごみ中に含まれる古紙類やその他プラなどの分別排出の徹底を進める上で、阻害要因の一因となっている中身の見えないごみ袋の利用を制限すべく、指定袋制度の導入を進める。
- ・分別区分と収集回数の見直しを行う。
- ・東部総合処理センター破砕選別施設整備事業でガラスびん等資源物を効率よく回収できる施設を計画する。

#### ③ 最終処分量

- ・焼却残渣のセメント化増量等、資源化方法を検討する。
- ・破砕残渣の発生が少ない破砕選別施設の計画を検討する。

(都道府県知事の所見)

別紙記載のとおり。

地域名	所 見
西宮市	<p>ごみ処理の目標未達成項目である「排出量(事業系)」、「再生利用量」、「最終処分量」について、事業者に対して資源物の回収促進の広報、出前講座等の拡充、指定袋の導入や手数料の改定、分別区分と収集回収の見直し、資源化方法の検討、破碎残さの発生が少ない破碎選別施設の計画など具体的な改善策を計画しているため、今後、目標値に近づくものとする。</p>